古座川町第６期障害福祉計画
及び第２期障害児福祉計画

令和３年３月

古座川町

ごあいさつ

平素は町行政について、格段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

古座川町では障害のある方々の生活を支援するため、平成29年度に10ヶ年の「第２次障害者基本計画」を策定し、サービス基盤の整備を行ってまいりました。さらに、基本計画を上位とした「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を策定し、３年ごとに見直しを行っており、本計画は第６期目（障害児福祉計画については２期目）となります。

本計画に基づき、適正な障害福祉サービスの提供体制を確保し、また地域の障害福祉の現状を行政、事業所、各団体、町民で共有することで、連携して課題を解決してまいります。

今後も地域福祉のより一層の充実、障害のある人、無い人どちらにとっても住みよい町づくりを目指して町政に取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりアンケートにご協力いただきました町民の皆様をはじめ、お忙しい業務の中お時間をいただきました事業所の皆様、的確なご指示をいただきましたアドバイザー、関係各位の方々に心よりお礼申し上げます。

令和３年３月

古座川町長　西前　啓市

目次

第１章　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・1

1. 計画策定の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 計画期間と基本計画の延伸　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 古座川町障害福祉施策の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章　古座川町の障害者等の現状　・・・・・・・・・・7

1. 計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 古座川町と障害のある人の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
   （1）　人口と高齢化率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
   （2）　住民基本台帳における地域別・男女別人口　・・・・・・・・・・・・8
   （3）　人口における年齢(5 歳区分)・男女別人口　・・・・・・・・・・・・9
   （4）　障害者手帳所持者数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
   （5）　住民アンケート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
   （6）　事業所アンケート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第３章　障害福祉計画　・・・・・・・・・・・・・・・29

1. 成果目標及び活動指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
   （1）　福祉施設の入所者の地域生活への移行　・・・・・・・・・・・・・29
   （2）　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　・・・・・・・30
   （3）　地域生活支援拠点等が有する機能の充実　・・・・・・・・・・・・31
   （4）　福祉施設から一般就労への移行等　・・・・・・・・・・・・・・・32
   （5）　相談支援体制の充実・強化等　・・・・・・・・・・・・・・・・・33
   （6）　障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築　・・34
2. 障害福祉サービスの見込量と確保のための施策　・・・・・・・・・・・・34
   1. 訪問系（居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、
      行動援護、重度障害者等包括支援）・・・・・34
   2. 日中活動系　介護給付（短期入所、療養介護、生活介護）　・・・・・・37
   3. 日中活動系　訓練等給付（自立訓練（機能訓練・生活訓練)、
      就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型)、就労定着支援）　・・・38
   4. 居住系（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）　・・・・・・・41

5.　相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）　・・・・・・・・・43
3.　地域生活支援事業の見込量と確保のための施策　・・・・・・・・・・・・・44
（1）　成年後見制度利用者支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（2）　意思疎通支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（3）　日常生活用具等給付事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（4）　手話奉仕員養成研修事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（5）　移動支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（6）　地域活動支援センター事業（基礎的事業分）　・・・・・・・・・・・47
（7）　理解促進研修・啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（8）　自発的活動支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（9）　成年後見制度法人後見支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・48

第４章　障害児福祉計画　・・・・・・・・・・・・・・・49

1.　障害児支援の体制整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（1）　児童発達支援センターの設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（2）　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　・・・・・・49
（3）　医療的ケア児等に関するコーディネ―タ―の配置　・・・・・・・・50
（4）　保育所等訪問支援を利用できる体制の構築　・・・・・・・・・・・50
（5）　重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や
放課後等デイサービスの確保　・・・・50
2.　障害児福祉サービス等見込量と確保のための施策　・・・・・・・・・・・51
（1）　児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（2）　居宅訪問型児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（3）　医療型児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（4）　放課後等デイサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（5）　保育所等訪問支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（6）　障害児相談支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（7）　医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置　・・・・・・・・53

第５章　計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・55

1.　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
2.　計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
1.　障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系　・・・・・・・56
2.　アンケート協力事業所・計画アドバイザー等　・・・・・・・・・・・・・・57
3.　策定経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第1章　計画の基本的な考え方

1.　計画策定の概要

障害者自立支援法は、平成 18 年 4 月に増加する障害福祉サービスへの対応や障害のある人の自立した地域生活を支援することなどを目的として施行されました。その後、何度かの改正を経て、現在障害者総合支援法として障害者、障害児の日常生活、社会生活を支えています。この法律では、市町村障害者基本計画、障害福祉計画の策定が義務付けられており、古座川町（以下、本町とする。）では、平成 29 年度から「第 2 次障害者基本計画（以下、基本計画とする。）」を策定、施行し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備に取り組んできました。

現在、障害福祉分野では「地域共生社会」の実現を目指して、障害の有り無しにかかわらず、すべての人々がともに世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り、高めあう社会の在り方が求められています。そのため、障害のある人の権利が守られるとともに、意思決定が尊重されるよう、多様な支援が必要とされています。

前回策定した「古座川町第 5 期障害福祉計画」の計画期間が令和 2 年度に終了することから、上記の国や社会の動きを踏まえた上で、「第 6 期古座川町障害福祉計画及び第 2 期古座川町障害児福祉計画」（以下、本計画とする。）を策定し、新宮東牟婁圏域での障害福祉サービスの提供量の確保やサービス拡大に対応します。また、複雑化する障害福祉制度を持続的、安定的に利用が出来るよう、これまでの古座川町の障害福祉施策の基盤整備の実績を踏まえながら、国の指針に基づき基本目標を設定します。

〇近年の障害福祉関連法の制定・改正等のまとめ

年	内　容
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定　等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定　等
平成 25 年	「障害者総合支援法」（改正障害者自立支援法）の施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加　等 「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定等 「障害者基本計画（第３次)」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記　等
平成 26 年	国　「障害者権利条約」を批准 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化　等
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組　等 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務　等 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策　等 「発達障害者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築　等
平成 30 年	「障害者基本計画（第４次)」策定 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備　等 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保　等

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。本町における障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の実施を円滑に行うために、供給見込み量や確保のための施策を定めるための計画として策定され、３年ごとに見直しを行います。

本計画は、「古座川町第５次長期総合計画」、「第２次古座川町地域福祉計画」を上位におき、基本計画に基づいて、他計画との整合性を図りながら一体的に策定します。

障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

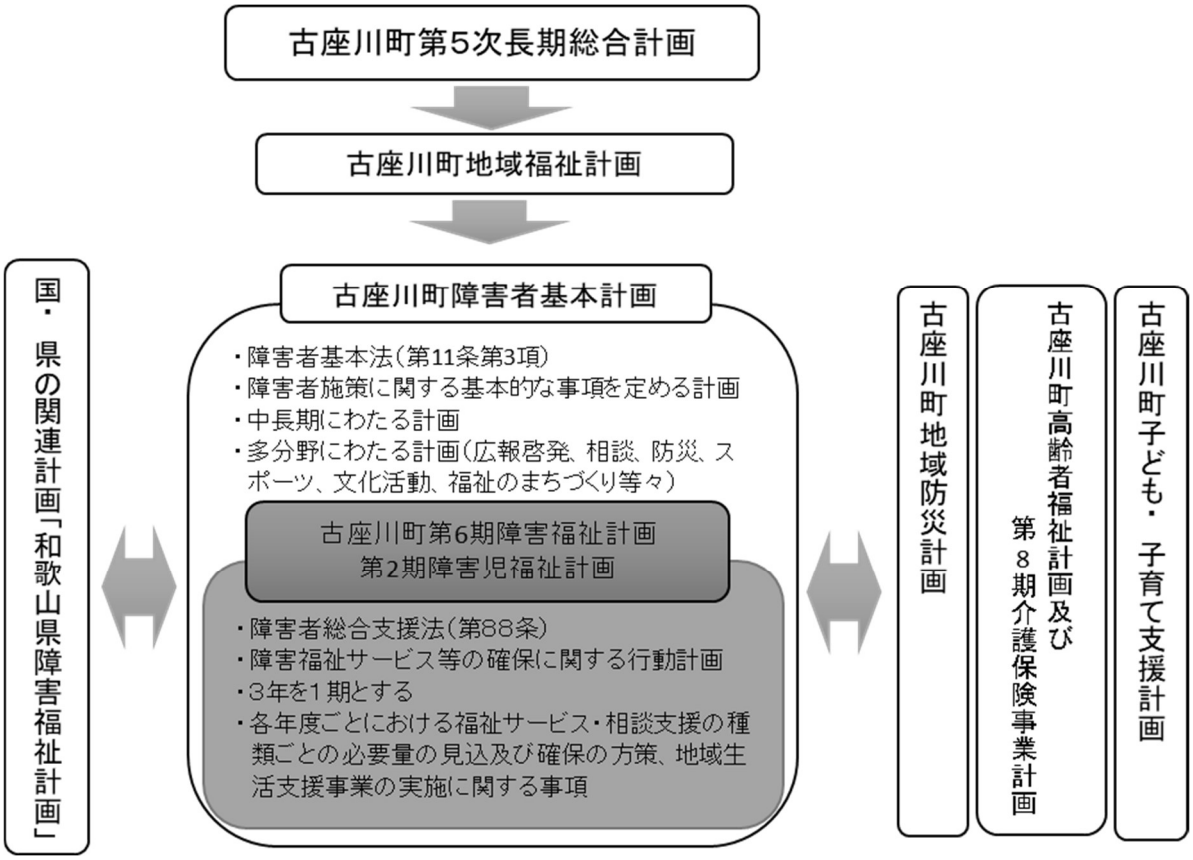

3. 計画期間と基本計画の延伸

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針において計画の期間を「3年」と定めていることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

今回の計画の上位計画である基本計画については、平成28年度～令和7年度までの10か年計画として策定されました。今後、計画を策定し、実施していくにあたり「障害者基本計画」と「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の策定年度を揃えることで、国の指針に則したより有効的な施策を実施することが可能となります。

また、基本計画策定時に掲げた目標やそれに関係する施策については、今後も継続して実施していくものが多く、障害福祉に関する法律の改正はいくつか行

われているものの、現在の基本計画を大幅に見直すものではなく、必要に応じて施策を追加することで対応可能であるといえます。

よって、現在の基本計画の終期を令和７年度末から１年延伸し、令和８年度末までとし、次回の基本計画の計画期間を従来の 10 年から９年とします。これにより、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の第８期（令和９年度～令和 11 年度）と同時期に策定を行うこととなり、より効果的な計画策定ができるようになります。以降９年に１度、両計画の同時策定を実施していきます。

〇計画の期間

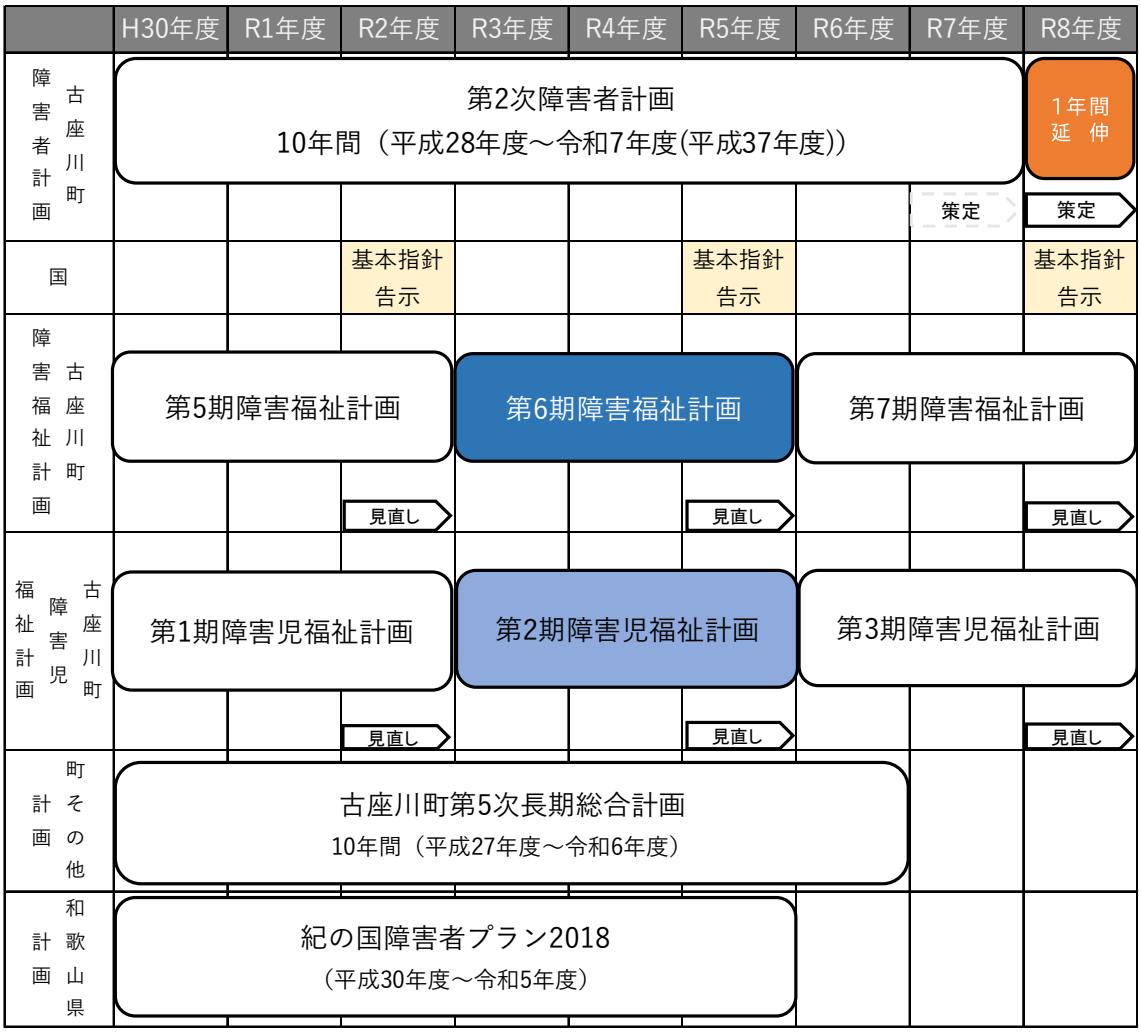

4. 古座川町障害福祉施策の基本目標

自立と支えあいによるまちづくり

この基本理念をもとに、次の３つの重点目標を掲げて本町における障害者福祉施策を推進します。

（１）地域社会における支援体制の充実

障害のある人が自らの意思に基づき選択し、できるだけ身近な場所で必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で生活していけるように、障害の特性に応じた保健・医療・福祉のサービスの提供ができる体制の整備、充実を図ります。

（２）障害者の自立と社会参加の促進

障害のある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、生きがいを持って暮らせることが重要です。これには年代に応じて、乳幼児期からの早期療育や教育、就業支援や成年後見人制度などの権利擁護等、総合的で継続した支援の充実を図ります。

（３）バリアフリー社会の実現に向けて

障害や障害のある人に対する理解を進めるため、精神面、環境面、情報面など生活全般におけるソフト､ハード両面にわたるさまざまなバリア(障壁）を解消するとともに、住民の積極的な参加により地域福祉社会の構築を目指します。

第2章 古座川町の障害者等の現状

1. 計画の対象

本計画における「障害者（障害のある人）」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（障害者基本法第２条）を総称することとします。

このため、計画に基づき推進する各施策の対象者は、上記で定義する 18 歳以上の者並びに障害のある子供とします。つまり、障害者手帳の所持者だけでなく、難病患者、自立支援医療の公費負担を受けている人、疾病や発達の問題を抱えている子供など、日常の生活又は社会での生活で支援が必要な人全般を指します。

また、基本理念の実現のためには、町民の理解と協力が欠かせないことから、この計画は、障害者をはじめとする全町民を対象者とします。

2. 古座川町と障害のある人の現状

(1) 人口と高齢化率

総人口は減少傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年にかけて 358 人減少しており、令和 2 年では 2,590 人となっています。

また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和 2 年では 53.3％となっています。これは、和歌山県下で最も高い数字です。

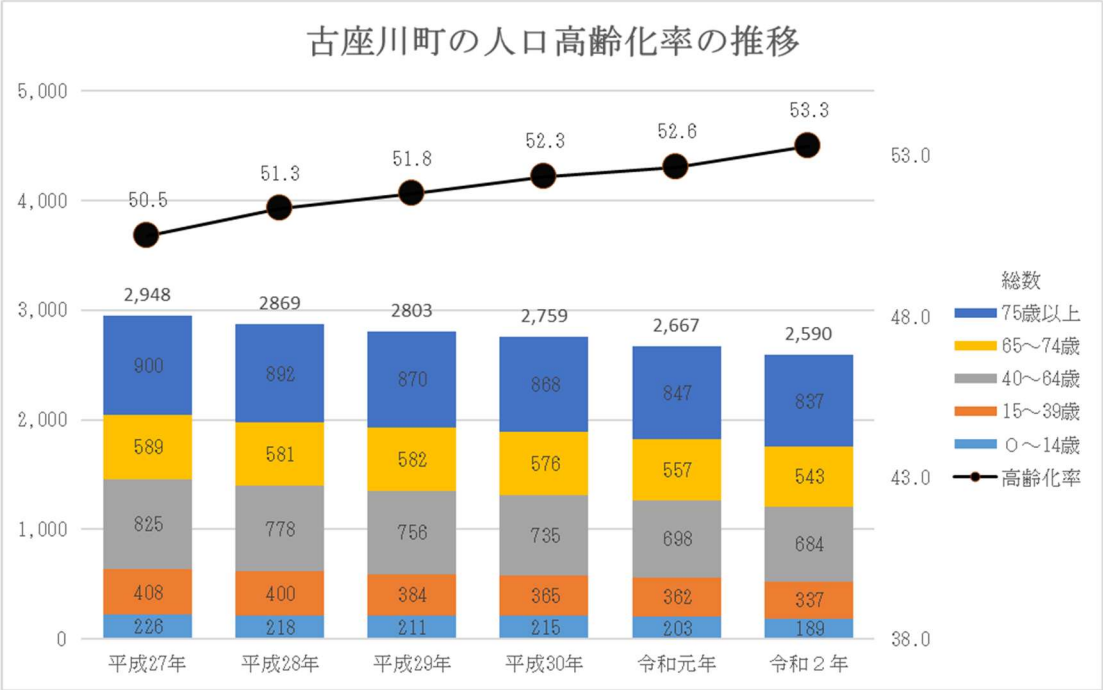

資料：住民生活課（令和２年４月１日現在）

(2)住民基本台帳における地区別･男女別の人口

高池地区の人口が多く約 1/2 を占めており、明神地区、三尾川地区がそれに続きます。小川、七川地区は高齢化率が特に高く、地理的な面も含めると支援の必要性が高いといえます。

地区	総人口	男	女	65歳以上	男	女	75歳以上	男	女	高齢化率（65歳以上）
高池	1240	578	662	555	228	327	307	114	193	44.8
明神	584	266	318	304	125	179	172	59	113	52.1
小川	124	63	61	96	44	52	56	25	31	77.4
三尾川	276	125	151	155	61	94	100	33	67	56.2
七川	391	172	219	285	110	175	209	73	136	72.9
計	2615	1204	1411	1395	568	827	844	304	540	53.3

資料：住民生活課（令和２年４月１日現在）

(3)人口における年齢(5 歳区分)、男女別人口

０～４歳が男性３０人、女性１８人と最も少なく、７０～７４歳が男性１４８人、女性１５５人と最も多くなっています。本町における少子高齢化の状況が見て取れます。

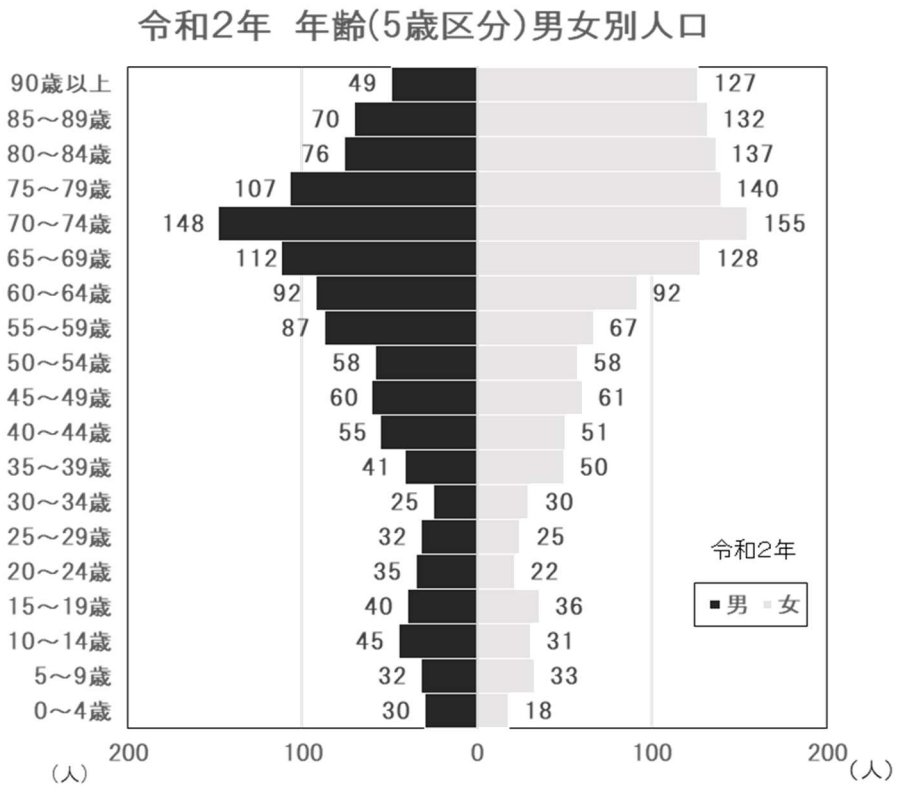

資料：住民生活課（令和２年４月１日現在）

(4)障害者手帳所持者数の推移

人口減少とともに、手帳の所持者数も減少傾向にあります。令和２年度の最新値では 236 名の町民が障害者手帳を所持しています。人口に対しての所持率はここ数年約 9.0%で推移しており、約 10 人に１人がなんらかの障害をもっていることが分かります。また、障害者手帳を持っていなくても、日常生活に支援が必要な人も含めるともっと多くの方が、支援を必要としている可能性もあります。

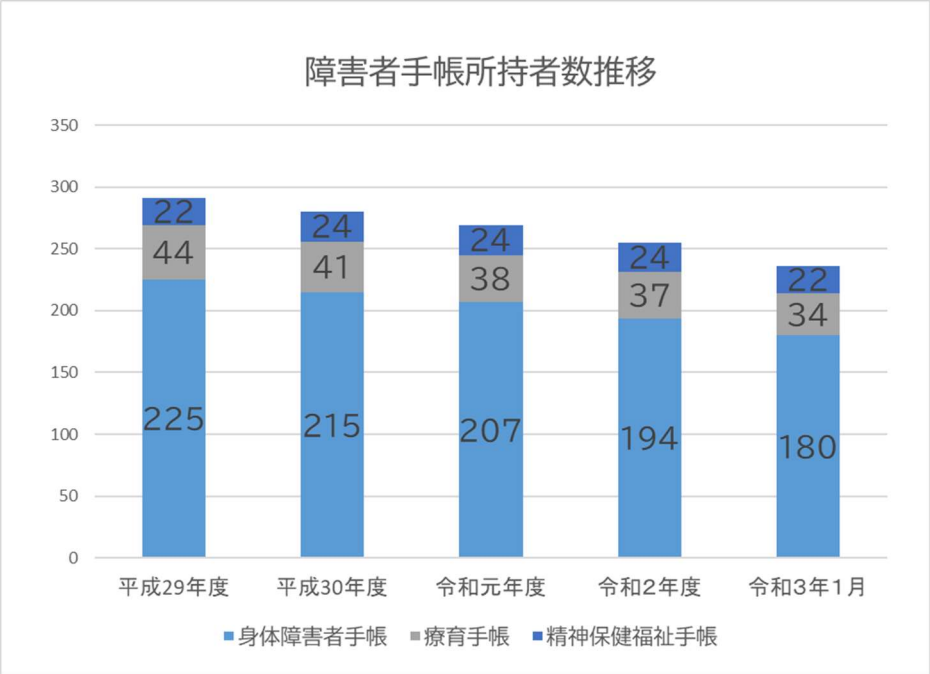

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（身体・療育・精神）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年１月
手帳所持者数（人）	291	280	269	255	236
手帳所持率	10.4%	10.1%	10.1%	9.8%	9.2%
					※各年4月1日時点

①身体障害者手帳

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で、人口に対して８～７％で推移しています。

種別ごとの最新値では肢体不自由が 104 名で最も多く、内部障害が 46 名、聴覚・平衡障害が 19 名と続きます。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（身体障害者手帳）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年１月
手帳所持者数（人）	225	215	207	194	180
手帳所持率	8.0%	7.8%	7.8%	7.5%	7.0%

※各年4月1日時点

○身体障害手帳　等級/種別ごと（人）　令和２年度　最新値（1月末時点）

	内　部	肢体不自由	音声・言語	聴覚・平衡	視　覚	合　計
6　級	0	4	0	8	0	12
5　級	0	6	0	1	2	9
4　級	12	43	1	5	1	62
3　級	11	22	0	4	2	39
2　級	2	12	0	1	2	17
1　級	21	17	0	0	3	41
合　計	46	104	1	19	10	180

※主たる障害で計上 ※級数は総合等級

②療育手帳

療育手帳の所持者数は減少傾向で、人口に対して約 1.0～0.8%で推移しています。

等級ごとの最新値では一般的に軽度といわれるＢ２が最も多く 17 名、続いて中度のＢ１が８名、重度のＡ２が９名、最重度のＡ１は０名です。障害が重くなるにつれ、在宅での生活が難しくなるので、町外の施設やグループホームへ入居するケースが多くなります。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（療育手帳）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年１月
手帳所持者数（人）	44	41	38	37	34
手帳所持率	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%

※各年4月1日時点

○療育手帳　等級ごと

等　級	人　数
Ｂ　２　（軽　度）	17
Ｂ　１　（中　度）	8
Ａ　２　（重　度）	9
Ａ　１　（最重度）	0
合　計	34

令和２年度　最新値（1月末時点）

③精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳の所持者数はここ５年ほぼ横ばいで、人口に対して約０．９％で推移しています。

等級ごとの最新値では、３級が３名、２級が 16 名、１級が３名となっております。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（精神保健福祉手帳）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年１月
手帳所持者数（人）	22	24	24	24	22
手帳所持率	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%

※各年4月1日時点

○精神保健福祉手帳　等級ごと

等　　級	人　　数
3　級	3
2　級	16
1　級	3
合　　計	22

令和２年度　最新値（1月末時点）

3. 住民アンケート

(1)調査目的

本計画を策定するにあたり、古座川町の地域住民の方々の生活状況や地域活動との関わり合い、福祉に対する意識や考え方等の意見を幅広く把握することで、基礎資料として活用できるよう地域福祉計画のアンケート結果から障害福祉に関する部分を抜粋しました。

(2)調査概要

調査地域　　：古座川町全域
調査対象者　：町内在住の 20 歳～80 歳代の中から 500 人
　　（住民データによる無作為抽出）
調査期間　　：令和 2 年 3 月 13 日～令和 2 年 3 月 31 日

(3)アンケート回収結果

配布数　　：　500 部
有効回答数　：　254 人
有効回答率　：　50.8％

(4)アンケート結果(一部抜粋)

注：集計の都合上、合計して 100%にならない場合があります。
　　小数点第一位を四捨五入しています。

①あなたは、自分に必要な「福祉サービス※」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。（1 つに〇）

※福祉サービス：高齢者福祉サービス、介護保険サービス、
障害福祉サービス、児童福祉サービスなど

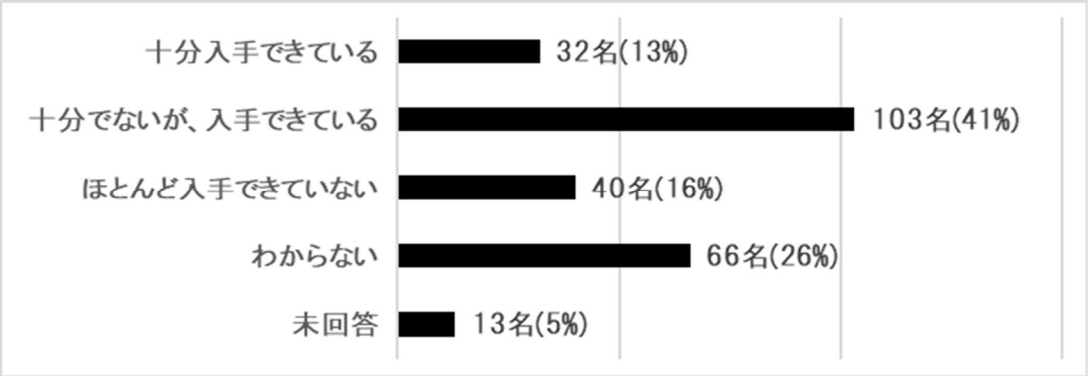

▷　「福祉サービス」の情報の入手程度について、「十分でないが、入手できている」と答えた方が 41%、次いで「わからない」が 26%、「ほとんど入手できていない」が 16%でした。

⑮古座川町の福祉についての情報はどこから手にいれますか。

（「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」「ほとんど入手できていない」と答えた方のみ、あてはまるものすべてに〇）

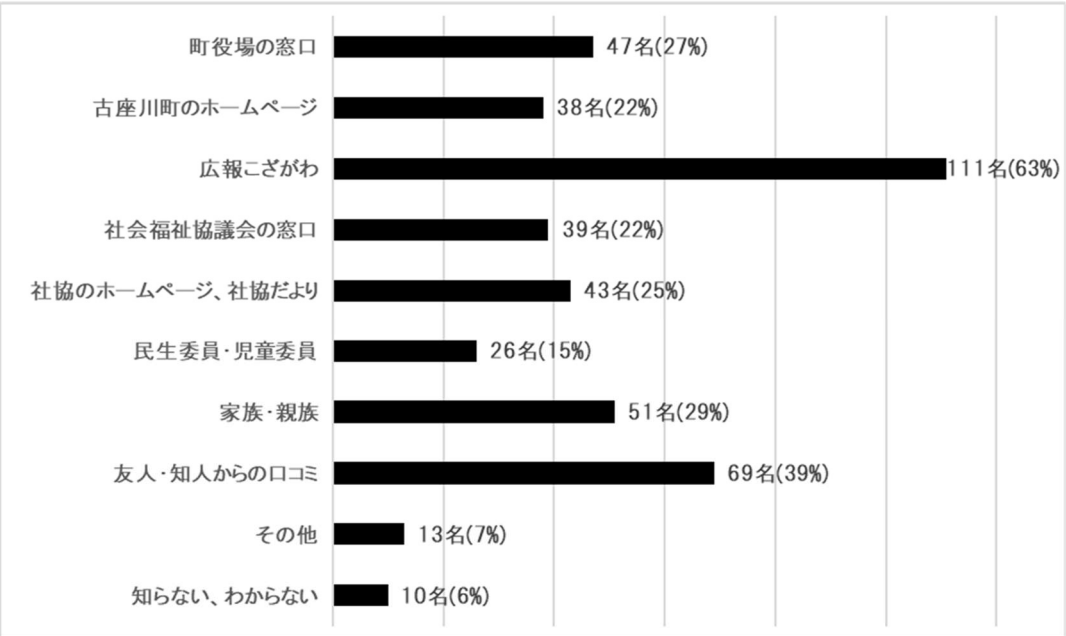

▷　情報の入手先について「広報こざがわ」と答えた方が最も多く 63%、次いで「友人・知人からの口コミ」が 39%、「家族・親族」が 29%でした。

⑰あなたは高齢者や障害者の方で判断能力の不十分な方が利用する「成年後見制度」をご存知ですか。（1 つに〇）

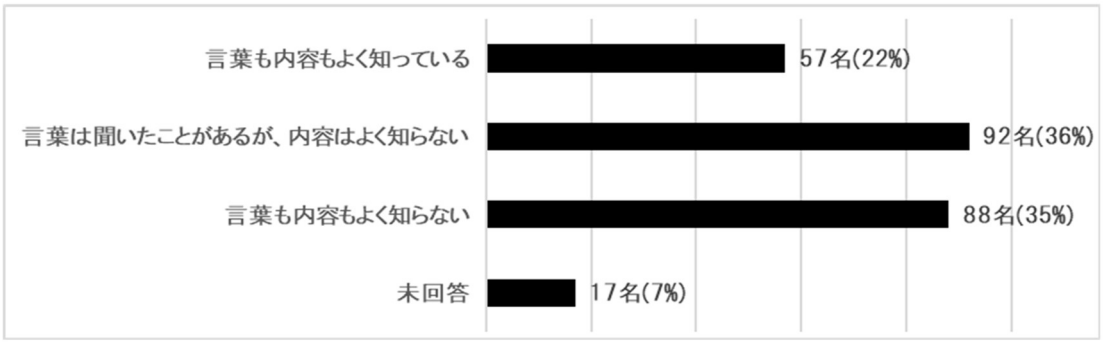

▷　「成年後見制度」について「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」と答えた方が最も多く 36%、「言葉も内容もよく知らない」が 35%、「言葉も内容もよく知っている」が 22%でした。

⑱あなたは判断能力に不安が生じとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。（1 つに〇）

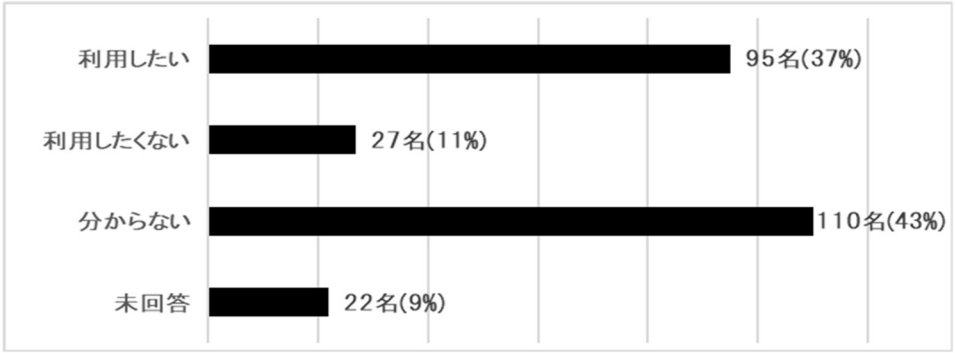

▷　成年後見制度を利用したいかについて、「分からない」と答えた方が最も多く 43%、「利用したい」が 37%、「利用したくない」が 11%でした。

⑲あなたは、後見人として誰になってもらいたいですか。

（「利用したい」と答えた方のみ、あてはまるものすべてに○）

▷　誰に後見人になってもらいたいかについて、「家族・親族」が最も多く 94%、次いで「弁護士や司法書士などの専門家」が 17%、「社会福祉法人等の法人・団体」が 14%でした。

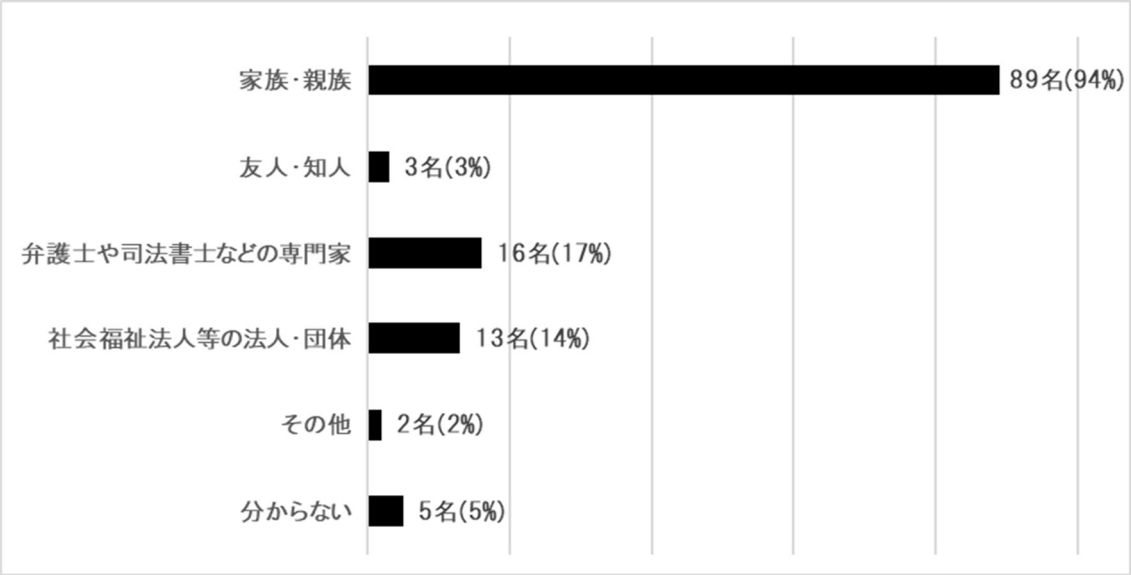

●その他

「身近な地域にはどのような課題があると思いますか。」

・・・「障害者の生活支援」と回答した人　37 名（15%）

「これからの古座川町の地域福祉の重点課題は何と思いますか。」

・・・福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供　94 名（37%）

・・・障害のある方が地域で生活することのできる施策の充実　56 名（22%）

(5)住民アンケート調査結果からみる現状

①福祉サービスの情報について

およそ半数の方が、「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」と回答されています。一方で、2割弱の方々が「ほとんど入手できていない」と感じているので、今よりも更に周知を行い、複雑な制度を分かりやすく伝える工夫も必要だといえます。

入手先は「広報こざがわ」が最も多く、続いて「友人・知人からの口コミ」「家族・親族」となっています。また、友人や家族も広報を目にして情報を得ている可能性が高いと考えられるので、広報は町民にとって大きな大切な情報源であるといえます。

役場、社会福祉協議会の窓口で情報を得ている方も多いため、手続き等でいらっしゃった方に、関連する情報をいかに提供していくかも課題といえます。町民にとって行政機関の情報がいかに重要かが分かる結果となりました。

②成年後見制度について

「利用したい」と回答した人は4割弱にとどまり、半数以上の方が「利用したくない」または「分からない」と回答しています。しかし、判断能力に不安が生じる可能性は誰にでもありえることであり、制度を利用しない場合は、福祉サービスの利用、医療等、様々な手続きが進められなくなることもあります。

これは、成年後見制度について知らないがゆえに不安に思い、利用を避けている方も多いと考えられます。成年後見制度について正しい知識をつけていただくために、町民対象の講演会や周知を実施していく必要性があるといえます。

4. 事業所アンケート

古座川町は町内に障害福祉サービスを提供する事業所がなく、障害者の方々は近隣市町村の事業所を利用されています。（社会福祉協議会を除く）

町内に事業所を設置することも検討が必要ですが、まずは近隣市町の事業所と連携をとり、必要とされているサービスを提供していくことが大切です。

(1)調査目的

本計画を策定するにあたり、障害福祉サービスを提供する事業所の現状を把握することで、今後のサービス提供見込み量に反映させます。また、地域の課題を抽出し計画に記載することで、近隣市町村と連携をとりながら解決方法を検討します。

(2)調査概要

調査地域　　：古座川町近隣（一部新宮の事業所も含む）
調査対象　　：令和 2 年 4 月時点で古座川町の方の利用がある事業所
調査期間　　：令和 2 年 12 月 15 日～令和 3 年 1 月 31 日

(3)アンケート回収結果

協力事業所数　：　12 件（同法人でも事業所が別であれば 1 とする）
有効回答数　　：　12 件
有効回答率　　：　100％

(4)アンケート結果

記述式　　※一部要約

サービスの提供にあたって、問題・課題となっていること

■日中活動系事業所（障害児通所も含む）

・利用者の障害特性や利用者同士の関係性により、班編成を行っているが、高齢化や行動障害により、1 対 1 での支援を必要とする方が多くなっている。
・送迎の出来る範囲と利用日によってピストン送迎が必要となる。
・生活介護という言葉に対して、児童の保護者は一歩引いてしまっている。また家族としても、一般就労や就労継続支援型を選択することが多い為、新規利用者がほとんど居ない。
・土、日、祝日も休まず営業している為、職員配置（要項を満たす為の）が難しい時がある。
・地域活動支援センターの認知度が低い様に思う。作業所等と勘違いされる方も多く、「他者との交流や日中の居場所」として安心して、まずは外に出る場所があると認知してもらいたい。
・人員確保が課題。欠員が続くと活動内容に制限がかかることもある。

■就労系事業所

・事業所の運営の安定。
・現在のサービスの事業収入は支援費になる。この支援費が利用者一人一人で日割り計算となっている。日割り計算だと利用者の通所（出勤）によって日々変動することとなります。けれど事業所を運営するためには日々の利用者数に関係なく運営費（事業費）がかかります。長年事業所を運営していても、なかなか安定しないのが現状です。
・一般就労に向けて頑張っている利用者もいるが、なかなか難しく、自立できないことが多い。まだまだ支援を必要としているのが現状。
・障害者の就労、実習先の開拓。
・就労支援対象者が少なくなってきている(求人はあるがいけそうな人がいない。新宮近辺では障害者枠の雇用達成のためか求人が多かった)。

■相談支援事業所

・サービス調整する際に選択できる資源が少ない（事業所数が少ない。通える、利用できる事業所が少ない)。

・地域に指定特定相談事業所が少なく、１人が担当する件数が増加している。基幹、委託、相談を受託している事業所は、業務過多の傾向にある。又、指定特定相談事業所単体では採算が取りづらく、新規事業所が開設されにくい現状がある。

■居宅介護事業所

・ヘルパー不足（登録ヘルパーは多いが、外出支援のみ可能なヘルパーがほとんどで、居宅介護、訪問が可能なヘルパーが少ない。その中でも、限定されることもある為、新規利用の受け入れが難しい)。

・利用者の都合で直前にキャンセルになることがしばしばある。後の予定が組みづらい。

■発達支援事業所

・療育への理解が得られにくい為、本来つながるべき子どもが療育につながらない。

在宅や地域で生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためにはどのような支援が必要だと思いますか。

■サービス・支援

・居宅介護の担い手を増やす必要がある。又、グループホームでの支援体制も見直すべきと考えている。地域での生活を支援していると、障害支援区分の重さに関わりなく生活のしづらさが見られる。柔軟な対応が必要である。
・家族が受け入れてくれれば良いが、そうでない場合は本人の自信がつくまでグループホームなどの手厚いサポートが必要。
・入所されている利用者は、重度の障害の方が殆どである為、24 時間体制のグループホームが必要になる。個別支援が必要な方ばかりなので高い支援力もいる。
・障害の方への居宅サービスを増やさなければ。今は少ない。
・単独での生活を実現していく為のステップの一つとしてのグループホームの活用や一人暮らしを体験利用できる場所、日中活動の場の確保、制度の確立。
・職員の確保。

■連携

・利用者が孤立しないよう相談支援体制や関係機関の協力・連携が必要。
・特別ケアが必要なご家族（家族支援）への支援体制の充実。
・行政、医療、福祉、本人（家族）の連携を充実させていく。
・地域移行後の支援体制について、それぞれの障害者の方のニーズにあわせた支援が行えるよう、医療、行政、福祉等が連携していく為のかたち作り。例えばどの機関中心で支援を行うか、通院前後の会議の開催や定期的に情報共有できる事、普段の支援をどうするか、緊急時の対応方法等について事前に決めておく。

■居住

・住む場所の確保（日常生活などの買い物などができる土地)。
・グループホーム（24 時間見守り可能な体制を整える）の増設。
・受け入れ体制はある程度整っているので、生活基盤となるところの確保。
・老人ホームや介護施設ではない福祉の集合住宅があれば個々に支援に回るよりも多くの支援ができ、見守りもできる。

■就労

・就労。一般就労とみられると精神的にも辛く苦しい。障害の枠があれば気持ちが楽になるので障害枠を増やしてほしい。

■その他

・周囲の方々の理解
・家族の理解（本人自身も障害の理解が必要）
・金銭管理

今後古座川町ならびに新宮東牟婁圏域において重点的に取り組む施策（事業）をあげるとしたらどのようなことでしょうか。（各事業所３つ選択）

重点的に取り組むべき施策として、最も多く回答があったのは「就労」と「親亡きあとの支援」で６事業所。次に相談支援、障害福祉サービスが３事業所、理解・福祉教育・人権、地域福祉が２事業所と続きます。

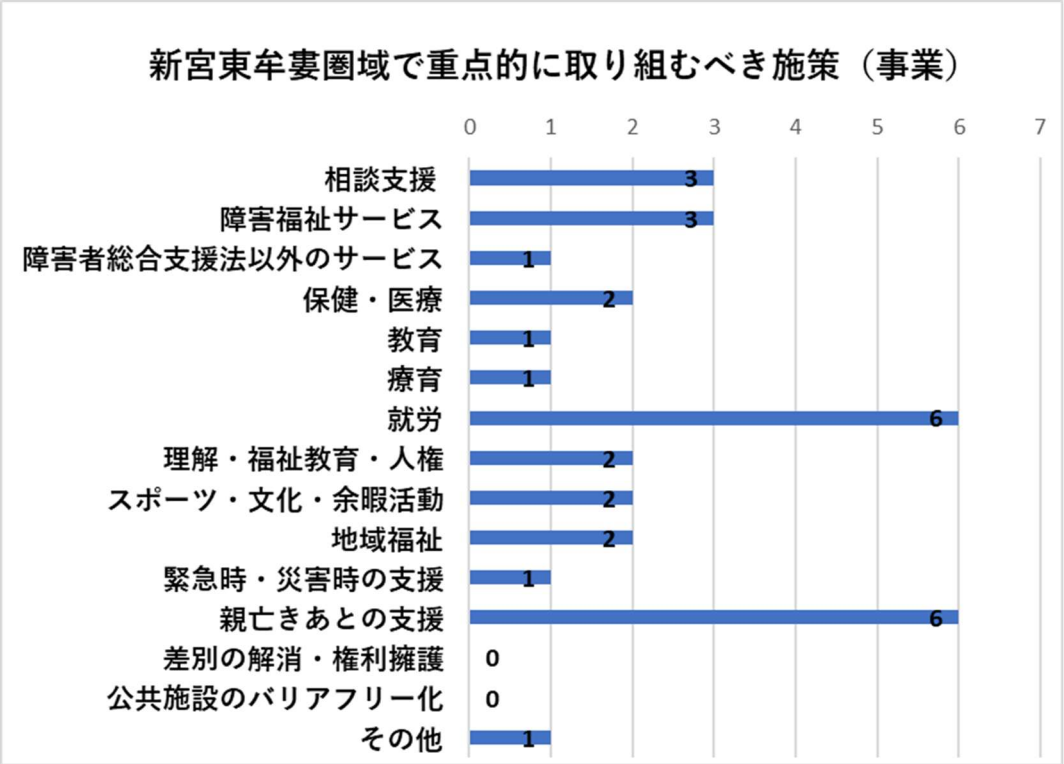

ー 選択した理由 ー

■相談支援

・潜在的に障害福祉サービスを必要とするご家族が未だ沢山居ると思われる為。
・どこでどうすればいいのか、戸惑っている方が多い。相談員等をどのように利用、活用していいのか分からない。
・地域柄、ひきこもりや精神疾患などの家族がいても、近所の目を気にしているご家族が多い為、相談へ繋げるような体制づくりが必要。

■障害福祉サービス

・土地柄、病院が遠かったり、長距離移動が必要な場面が多いが、施設を利用する為の移動支援が利用できなかったり、送迎の問題の解消が難しい。
・グループホームや入所施設が少なく、利用可能になるまで時間が掛かってしまう。サービスが不足しているので、他にも事業所ができれば幅が広がる。
・障害福祉サービスは多岐にわたる。個人のニーズに応えるべく、障害に応じたサービス提供ができるよう、各関係機関と連携し、取り組まなければならない。

■障害者総合支援法以外のサービス

・古座川町在住の方の就労支援について課題になるのが通勤であり、バスの運行も少ないことから、就労可能時間がかなり制限されてしまう。現状の福祉サービスでは通勤で利用できる制度がないと思うので、町単独など通勤や通所で利用できるものがあればよいと思う。

■保健医療

・歯科受診が困難であるのが現状。家族からの要望があるが、近くに病院がない為対応しきれない。
・障害が重いがゆえに入院が難しいこともある。
・障害のある方で単身生活者もおり、独りで通院することもある。受診した際も利用者にも解りやすく説明し、検査が難しい場合は出来る方法を考えるなど、医療の充実も必要。

■教育　■療育

・療育が必要な子どもが療育を受け入れやすい環境があり、療育を受けた子どもとその保護者をサポートしていける関係機関との連携等。

■就労

・就労先が少ない為（卒業後の進路）。
・雇用の場を確保していく事で自立できる方はいると思う。又、その為に必要な就労支援（障害福祉サービス含む）の充実も課題である。
・ハローワークなどで最初は一般としてみられ、障害があると伝えると断られるケースもある。
・職業体験ができる場がもっとあれば、企業も利用者もお互い理解し合えるのではないか。
・「うどんとうなぎの古座川」のような就労支援先が多くなってほしい。
・古座川町ではもともと企業数が少ない事もあるが、就労先が少ない状況であるので、古座川町内の公的機関や一般企業での雇用、職場体験も含め、職場開拓について検討してもらいたい。
・就労の場が少しでも増えれば、金銭的にも助かるのでは。

■理解・福祉教育・人権

・地域生活においては近隣の理解は不可欠である。中にはとても理解があり支援してくれる場合もあるが、まだまだ進んでいない場合もある。
・障害に対しての理解が深まれば職員として働いてみようという人も増えるし、差別もなくなるのではないか。

■スポーツ・文化・余暇活動

・障害者と健常者が一緒になって行うスポーツ交流が必要。
・グラウンドや広場等が少ない（あっても遠い）。
・ストレス等発散する場があれば。買い物等でも気分転換できる。

■地域福祉

・高齢者、障害者などの縦割りではなく、地域柄、持ちつ持たれつの関係性であって欲しい。
・軽度障害者などが利用しやすい地域福祉の充実。

■緊急時・災害時の支援

・事業所では毎月避難訓練を行っている。しかし、実際に災害が起こった際に、避難した後の支援が不足しており、被災した際の地域住民の方の支援を必要とする。
・緊急時については、ＡＥＤの設置を行っている。

■親亡きあとの支援

・ご家族も、本人との関係が疎遠になっていることが多いため、成年後見制度の活用や成年後見人などについて。
・金銭トラブル。
・親子世帯の場合は、地域で住み続けられる状況であるか、必要であれば保健師、委託相談の活用。
・保護者の高齢化が進み、切実な問題となっている。
・様々な暮らし方が選択できる事が必要だと思う。在宅での生活を継続する場合は、孤立を防ぐ等の支援が必要である。
・一人になった時にサポートできる体制。グループホーム等の入居先も少ない。
・実際の支援の中で、古座川町在住で母親と二人暮らしで母親も高齢の方という方もいるので、実際母親が亡くなった後どうしていくのかは心配な所はある。
・利用者自身も高齢化が進み、「親が亡くなった後の支援」は今後必要不可欠と思われる。

■その他

・交通など移動手段の充実（医療や就職につながり、自ら車の運転や通うことが出来なければ限定されてしまう）。

(5)事業所アンケ―トから分かる当圏域の現状

① サービス提供の課題について

・福祉の現場で問題となっている人員不足は大きな課題であり、新規職員の採用や採用された方が長く勤められるような環境づくりが必要だといえます。今後は、制度の見直しや人員確保の体制整備など、行政のサポートについても検討してまいります。
・地域柄、障害の重さに関わらず、通所するにあたり公共交通機関での移動が難しいため、各事業所送迎が必要となります。また、事業所圏域も広域にわたるため、送迎にかかる時間が長く、スタッフが送迎に出ることで、サービス提供の体制が取れなくなるほど大きな負担となっています。地域の実情を加味した、圏域（各市町村）独自の取組を考えていく必要があります。
・障害福祉に係るサービスについての情報量は十分とはいえないようです。行政、事業所共に周知を行い、利用者、家族に正しい知識を提供していく取り組みを実施します。

② 地域移行

・当圏域で入所されている方は、障害の程度が重い方がほとんどなので、移行後の受け入れ態勢を整える必要があります。家族の受け入れが難しい場合は、グループホームの充実が望まれます。また自宅での生活を希望される方のために、居宅介護サービスを増やしていく必要があります。
・地域移行後に孤立することのないよう、利用者のことを住民含め地域全体で情報共有し、支援体制を整えていきます。

③ 重点施策について

・障害のある方の親世代も高齢化が進み、親亡き後の支援として成年後見制度の適正な利用が求められています。真に必要な人に利用してもらえるよう、制度について本人・家族含めた周知を実施します。一方で、後見人が不足している状況でもあり、今後は圏域で法人後見や市民後見人の育成について検討していく必要があります。

・就労系の事業所は、ここ２～３年で増加していますが、一般就労の状況は引き続き厳しい状態にあります。事業所からは職業体験の場を増やしてほしいという要望もあり、企業とのマッチングに関するニーズが高まっています。

・防災、避難計画については、現在各市町村で要援護者の個別計画の策定が進んでおり、災害発生時から避難後の体制について、整備が行われています。

・地域イベントへの事業所の参加、障害についての講演会等を実施することで、障害について知る機会をつくります。正しく知ることで、障害者への差別の解消や、福祉の仕事への就労希望者の増加なども期待されます。

第3章　障害福祉計画

1.　成果目標及び活動指標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和５年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

（1）福祉施設から地域生活への移行者数

平成30年４月から令和２年３月までに、1人が地域生活へ移行しています。令和元年度末時点の施設入所者数７人（基準値）に対し、令和５年度末までに１人を地域生活へ移行します。

○実績

平成２９年度 移行者数	平成３０年度 移行者数	令和元年度 移行者数	合計
０人	０人	１人	１人

○成果目標

令和元年度末 施設入所者数 （基準値）	令和５年度末 地域移行者数 （目標値）	移行率	国基本指針
７人	１人	14.0%	6.0%以上

(2)施設入所者の減少

令和２年３月末現在の施設入所者数は７人です。

この基準値に対し、令和５年度末までに施設入所者数を６人にするため、１人（14.0%）の施設入所者を削減します。

令和元年度末時点 施設入所者数
７人

○成果目標

令和元年度末 施設入所者数 （基準値）	令和５年度末 施設入所者数 （目標値）	削減数	国基本指針
７人	６人	１人（14.0%）	1.6%以上

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障害のある人が地域に定着していける包括的な体制整備を目指します。

○活動指標

	事項		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	6	6	6
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	19	19	19
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	2	2	2

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域社会における共生の実現に向けて、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう切れ目のない様々な支援を行います。そのために、地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制等を整備・集約し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

〇活動指標

地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証・検討

地域生活支援拠点等の確保の有無	機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	平成 31 年 4 月から圏域で 1 箇所確保済み。運用状況の検証・検討については、圏域で実施の機会を設ける。
有	1 回/年	

本町を含めた、新宮東牟婁市町村と圏域にある基幹相談支援センターが連携し、他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により地域生活支援拠点等を確保しています。

今後も圏域と基幹相談支援センターが連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

〇面的整備型イメージ図

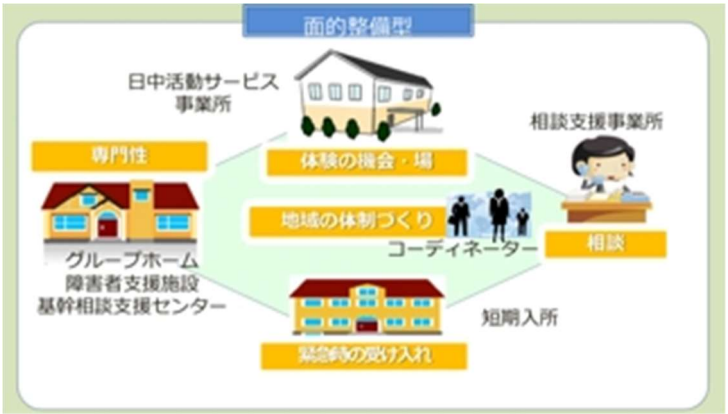

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

(1)福祉施設からの一般就労移行者数

平成 29 年から令和２年３月末までに、福祉施設から一般就労へ移行した方は０名です。

令和元年度末時点の一般就労移行者数０人に対し、令和５年度末までに２人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から１人、就労継続支援 B 型から１人とします。当地域では高齢化が進んでおり、就労継続支援を利用している方々も例外ではありません。高齢者の一般就労はより難しいということもあり、実績が少なく指針の通りとはいきませんが、中には一般就労を希望されている方もいるので目標として設定します。

○実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般就労移行者数	０人	０人	０人

○成果目標

	就労移行者数 （令和元年度末）	目標値 （令和５年度末までに）	国基本指針
合計	０人／年	２人	1.27 倍以上
就労移行支援	０人／年	１人	1.30 倍以上
就労継続支援 A 型	０人／年	０人	1.26 倍以上
就労継続支援 B 型	０人／年	１人	1.23 倍以上

(2)一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

令和２年３月末時点で就労定着支援事業を利用しているのは０人です。
令和５年度における一般就労移行者のうち、圏域内の就労定着支援事業所における定員数の７割以上が就労定着支援事業を利用することを目指します。

(3)就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

令和２年３月末時点で圏域内に就労定着支援を行っている事業所は１箇所なので、目標値は設定しません。

5. 相談支援体制の充実･強化等

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、その人が抱える複雑な課題や本人のニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を構築することが必要です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標を定めます。

当圏域では事業所ならびに人員の不足により、１つの事業所が基幹から特定までの機能を有しており、相談支援専門員の負担が大きくなっています。今後、圏域で相談支援事業の運営体制の整備が必要だと考えられます。

○成果目標

令和３年１月時点では、基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しています。
令和５年度末までに、相談支援の充実、情報の蓄積、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルをより充実させます。

○活動指標

	事項		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	7	7	7
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回/年	27	27	27

6. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制確保として、町職員が障害者総合支援法の内容を理解するための取組を行い、利用者が必要としているサービスを提供できているのか、検証を行う必要があります。また、請求事務での過誤をなくすために、適正な運営を行っている事業所を確保します。検討は新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の場を活用します。

○活動指標

事項		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修の参加人数	人/年	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者や関係自治体等との共有回数	回/年	1	1	1

2. 障害福祉サービスの見込量と確保のための施策

1. 訪問系（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

(1)居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○実績及び見込み量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	7	8	7	6	6	6
	利用量	人日	65	67	62	58	54	50
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

単位について

人日：月平均利用延べ人数(月平均利用者数×一人あたりの平均利用日数)

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常時介護が必要な人に自宅や医療機関等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の異動支援などを総合的に提供します。

○実績及び見込み量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(3)同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○実績及び見込量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(4)行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障害者や精神障害者）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○実績及び見込量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用者数	人	1	1	0	1	1	1
	利用量	人日	2	2	0	3	3	3
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(5)重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い障害者等に、居宅介護や短期入所等複数のサービスを包括的に提供します。

○実績及び見込量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

【訪問系サービス見込量確保のための方策】

◆各種情報媒体により訪問系サービスの体系について周知を図り、利用の促進に努めます。

◆関係機関・団体等と連携を図り、多様な訪問系サービス実施主体の確保・拡充に努めます。

2.日中活動系 介護給付(短期入所・療養介護・生活介護)

(1)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う人が病気などの場合、障害者支援施設等への短期間（夜間も含め）の入所が必要な障害者が対象となります。短期入所には、障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があり、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

○実績及び見込量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所（福祉型）	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	利用量	人日	1	1	3	7	7	7
短期入所（医療型）	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1 令和 2 年度の実績は見込量を掲載

(2)療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の介助を行います。

○実績及び見込量（1 月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

(3)生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

○実績及び見込量（１月あたり）

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	人	11	10	10	9	9	8
	利用量	人日	217	214	193	174	157	142

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

3.日中活動系　訓練等給付(自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A 型・B 型)、就労定着支援)

(1)自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	1	0	0	1	1	1
	利用量	人日	17	0	0	5	5	5

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

(2)自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(3)就労移行支援

一般企業への就労を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65 歳未満の障害者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数	人	1	3	3	4	4	4
	利用量	人日	8	58	67	87	87	87
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(4)就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な障害者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	利用量	人日	21	21	21	20	20	20
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(5)就労継続支援Ｂ型

年齢や体力面で雇用が困難となった障害者、一般企業等への就労に至らなかった障害者等に雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた障害者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	利用者数	人	8	8	6	9	9	9
	利用量	人日	140	125	104	150	150	150
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(6)就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就職した障害者に、3年間就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

【日中活動系サービスの見込量確保のための施策】

◆日中活動系サービスについての周知を図り、利用の促進に努めます。
◆関係機関・団体等との連携を図り、多様な日中活動系サービス実施主体を確保します。
◆利用者のニーズを把握し、適切なサービスの提供が行われるように努めます。
◆就労支援サービスの利用促進に努めます。

4. 居住系(自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援)

(1)自立生活援助

施設やグループホームで生活している障害者や家族と離れてひとり暮らしを希望する障害者が、理解力や生活力を補うために、1年間定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(2)共同生活援助

グループホームで共同生活を行う障害者に主に夜間や休日、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用者数	人	10	11	12	12	13	13
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(3)施設入所支援

施設に入所する障害者に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数	人	8	7	7	8	8	8
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

【居住系サービス見込み量確保のための施策】

◆居住系サービスの施設整備は、県及び圏域内の市町村との協議の上で推進・調整します。

◆ＮＰＯ法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を呼びかけます。

5.相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

(1)計画相談支援

障害福祉サービスを利用するために、障害のある人の状況や、現在の環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、利用状況等の検証のためにモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人	12	12	12	13	13	13
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(2)地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している障者または精神科病院に入院している精神障害者が地域へ移行するために、住居の確保や相談、サービス事業所への同行支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数	人	1	1	0	1	1	1
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(3)地域相談支援(地域定着支援)

居宅でかつ単身等の状況で生活する障害者と常時連絡の取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談や見守り、事業所との連絡など各種支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

【相談支援サービスの見込量確保のための施策】

◆人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。

◆入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための施策

(1)成年後見制度利用支援事業

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障害者または精神障害者が対象となります。申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障害のある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

		実　績			見　込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	0	1	0	1	1	1
*1令和2年度の実績は見込量を掲載							

【成年後見制度利用支援事業見込量確保のための施策】

◆町の広報誌やホームページを利用し、成年後見制度の周知に努め、制度についての正しい知識の普及を行います。
◆窓口を明確にし、必要な手続きを分かりやすく周知します。

(2)意思疎通支援事業

古座川町手話言語条例に基づき、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	人	0	0	0	1	1	1
	要約筆記者派遣	人	0	0	0	0	1	1
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

【意思疎通支援事業見込量確保のための施策】

◆手話通訳者・要約筆記者をスムーズに派遣できるよう体制を充実させます。
◆町が主催するイベント等に手話通訳者や要約筆記者を配置し、イベント等での情報の保障に努めます。

(3)日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付または貸与を行うことにより、障害のある方の日常生活の便宜を図ります。

○実績および見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付	自立生活支援用具	件	0	1	0	0	1	0
	排せつ管理支援用具	件	78	91	75	64	55	47
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								
（介護訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修は実績無し）								

【日常生活用具見込量確保のための施策】

◆日常生活用具を必要とする方に利用が行き渡るよう、広報･周知を行います。

◆利用者のニーズを把握し、必要に応じ対象品目を拡大するなど事業の充実に努めます。

(4)手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成します。

○実績及び見込量

		実　績			見　込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人（修了者）	23	12	0	18	18	18
*1令和2年度の実績は見込量を掲載							

【手話奉仕員養成研修事業見込量確保のための施策】

◆手話奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員として活動できる登録者を増やします。不足している手話通訳者の将来的な人材確保に繋げます。

(5)移動支援事業

社会生活上不可欠な外出や余暇活動等のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延べ利用件数	件	50	48	7	37	29	22
	利用時間	時間	638	351	33	243	168	116

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

【移動支援事業見込量確保のための方策】

◆利用実績の把握とともに、各事業所と情報を共有し、地域の実情に応じた柔軟な運用が行えるよう体制整備に努めます。

(6)地域活動支援センター事業(基礎的事業分)

利用者に対し創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

		実　績			見　込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実利用人数	0	3	4	4	5	5

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

【地域活動支援センター見込量確保のための施策】

◆障害のある方が適切に利用することで、地域生活の支援を促進します。

◆様々な方に利用してもらえるよう周知に努めます。

(7)理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修や啓発活動を通じて地域の住民への働きかけることで、障害者等への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後は、普及・啓発を目的とし、広報紙やホームページに記載するなど、福祉事業の人材不足を補い継続したサービス提供を行える方法を検討します。

(8)自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む事ができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後は、圏域での会議の場を活用し、ニーズがあるのであれば、障害者等やその家族が現状や悩みを共有できる場を提供するなど、事業の実施を検討します。

(9)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利を守ることを目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後、圏域での会議の場の活用や関係団体との情報共有を行い、地域の実情に合わせた実施方法を検討します。

第４章　障害児福祉計画

1. 障害児支援の体制整備等

障害児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1)児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは圏域で１箇所設置済みです。早い段階での療育支援を進めるため関係機関含めて連携を図ります。

令和2年度（実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※すでに設置済みのため、設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(2)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

新宮・東牟婁圏域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）内の「子ども部会」を協議の場として設置しています。令和５年度末までに、医療的ケア児に対する支援について協議し、支援体制を構築します。

令和2年度（実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※すでに設置済みのため、設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(3)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

現時点で、コーディネーターの配置はできていません。
令和５年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

令和2年度（実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※現在未配置のため、配置に向けて検討を行う。
未配置	令和５年度末までに配置			

(4)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制は、圏域内で確保しています。令和５年度末までに、更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりを行います。

令和2年度（実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※すでに設置済みのため、設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(5)重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で１箇所確保済みです。令和５年度末においても、必要な支給量を供給できる事業所数を確保します。

令和2年度（実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※すでに設置済みのため、設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

2. 障害児福祉サービス等見込量と確保のための施策

(1)児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	18	19	19	18	18	18
	利用量	人日	1	1	1	1	1	1
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(2)居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(3)医療型児童発達支援

上・下肢または体幹に障害がある未就学の児童が対象となります。児童発達支援及び治療を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(4)放課後等デイサービス

就学している障害児に学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	4	4	4	4	4	4
	利用量	人日	51	65	73	83	93	105
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(5)保育所等訪問支援

障害児が通う保育所等、乳児院・児童養護施設に事業者が訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0
*1令和2年度の実績は見込量を掲載								

(6)障害児相談支援

障害児通所支援等を利用するために、障害児の状況、現在の境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、利用状況等の検証のためにモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。

○実績及び見込量

			実　績			見　込		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	人	2	2	2	2	2	2

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

(7)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携など様々な分野に及ぶ支援を調整するとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児を支援するための地域づくりを推進する役割を担います。

当圏域ではまだ設置できていないので、令和５年度までに１名設置できるよう調整を行います。

○実績及び見込量

		実　績			見　込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度*1	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	1

*1令和2年度の実績は見込量を掲載

【障害児福祉サービス等見込量確保のための施策】

◆地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、発達に関する支援、また障害種別によらず対応でき、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関との連携を図ります。

◆各事業所との連携、近隣市町村でケースの共有を行い、必要な人がでてきたときにスムーズに対応できるよう、体制の確保に努めます。

第5章　計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、自立支援協議会等と連携をとり、町民、民生委員・児童委員、障害福祉サービス提供事業者、医療関係者などとのネットワークを広く活用していくことが大切です。障害のある方が尊厳をもって日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行います。成果目標及び活動指標については、３年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら計画の分析・評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施、次期の計画へと反映させます。

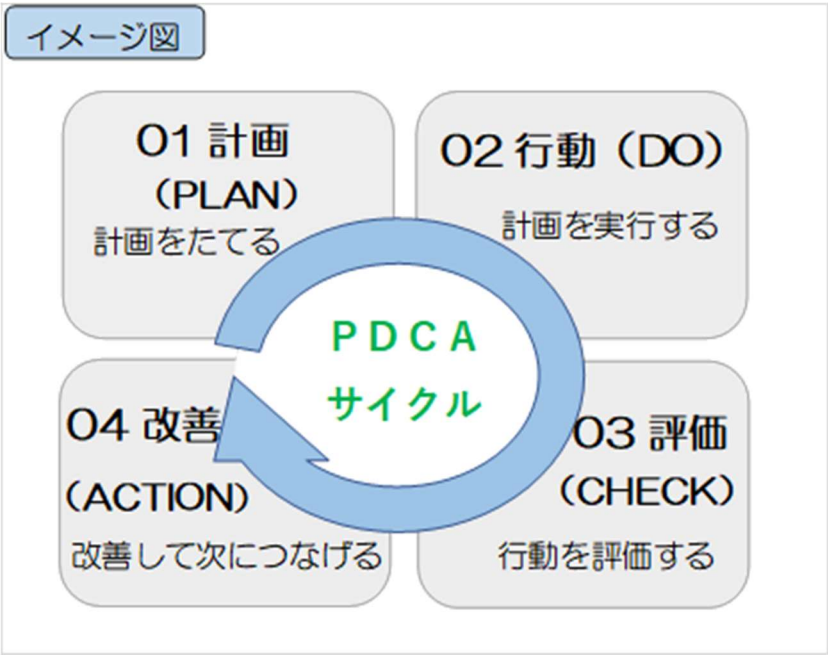

参考資料

1.　障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系

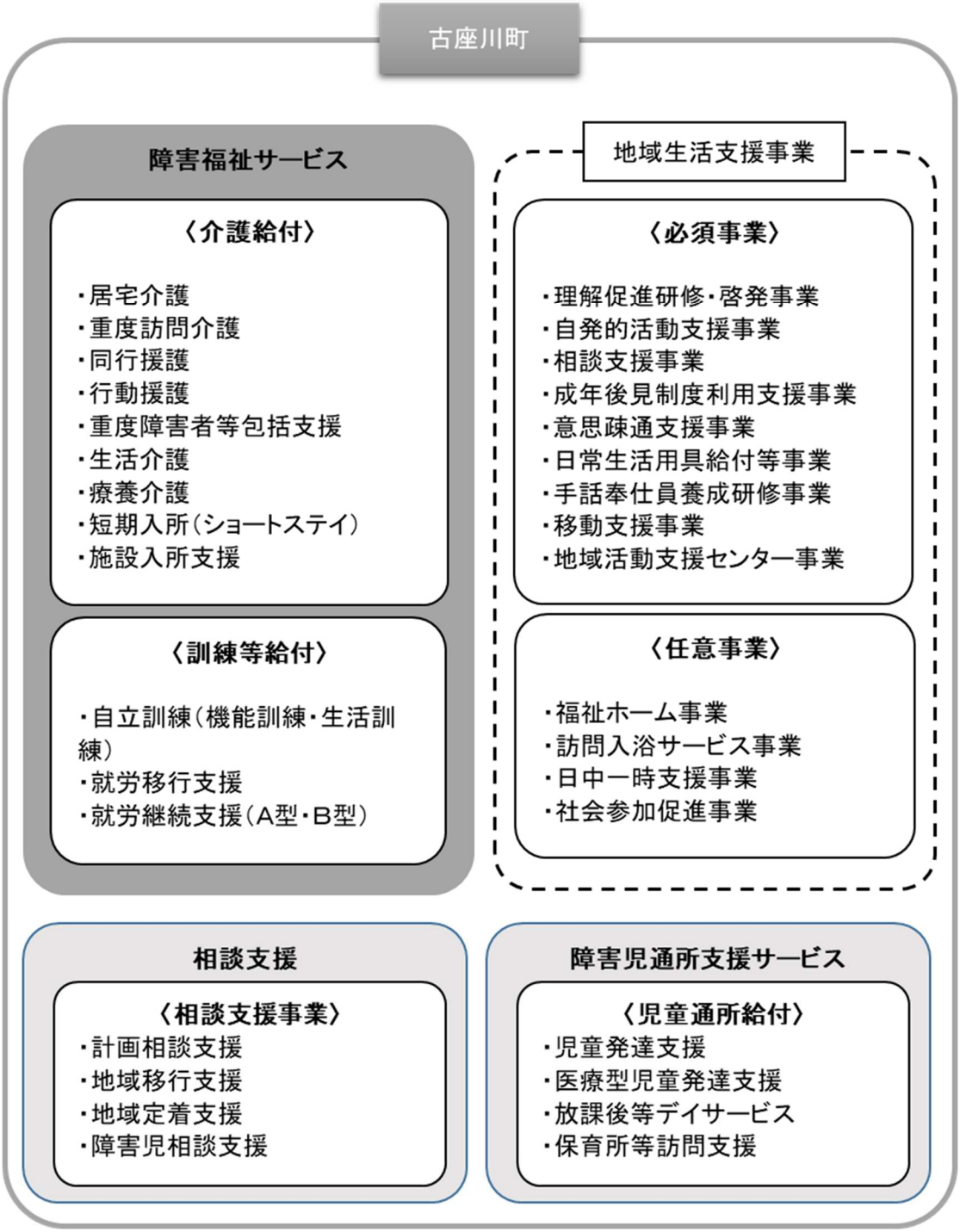

2. アンケート協力事業所・計画アドバイザー等

※順不同　敬称略

◆事業所一覧

種　別	名　　称
相談支援	相談支援事業所Vita
	東牟婁圏域障害児者相談支援事業所とも
児童発達支援	通園らっこ
就労支援	作業所with
	エコ工房四季
	東牟婁圏域 障害者就業・生活支援センターあーち
施設入所	古座あさかぜ園
居宅介護	ホームヘルプはーとふれんど
	古座川町社会福祉協議会
生活介護	東牟婁生活総合支援センターふわり
放課後等デイサービス	
地域活動支援センター	一歩

◆計画アドバイザー

所　　属	氏　　名
東牟婁振興局 健康福祉部 主任	日下生　誠

◆事務局

所　　属	氏　　名
古座川町役場 健康福祉課 課長	巽　　寿久
古座川町役場 健康福祉課 副課長	大屋　直美
古座川町役場 健康福祉課 保健師	畑下　久美子
古座川町役場 健康福祉課	小河　佑樹
古座川町役場 健康福祉課	増山　理恵

3. 策定経過

日　程	項　目	内　容
令和２年３月13日～ 令和２年３月31日	アンケート調査	＜調査対象＞ 町内在住20歳～80歳代の中から500名（住民データによる無作為抽出） ＜有効回答数＞　254件 ＜有効回収率＞　50.8%
令和2年10月16日	新宮・東牟婁圏域 担当者会議（第１回）	・計画の方向性について ・成果目標、活動指標について圏域での統一事項の確認
令和2年12月17日	新宮・東牟婁圏域 担当者会議（第２回）	・成果目標、活動指標の数値の統一
令和２年12月1日～ 令和３年１月31日	アンケート調査・ヒアリング	＜調査対象＞ 令和２年４月時点で古座川町の方の利用がある事業所（古座川町・串本町（一部新宮市）） ＜有効回答数＞　12件 ＜有効回収率＞　100%
令和３年２月15日～ 令和３年３月15日	計画案（素案）の提示	アンケート回答事業所・計画アドバイザーによる素案の確認・承認

古座川町第６期障害福祉計画
及び第２期障害児福祉計画

発　　行：　古座川町
編　　集：　古座川町　健康福祉課
住　　所：　〒649-4223
　　和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254-1
Ｔ　Ｅ　Ｌ：　0735-67-7112
Ｆ　Ａ　Ｘ：　0735-72-0172
発行年月：　令和３年３月